



2019年5月10日

各位

会社名 古林紙工株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 古林敬碩
(コード番号 3944 東証2部)
問合せ先 取締役常務執行役員統括管理本部長 宮崎明雄
(TEL. 06-6941-8561)

決算期(事業年度の末日)の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第89回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期(事業年度の末日)の変更を行うことを決議いたしました。

記

1. 変更の理由

事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までと定めておりますが、当社グループのグローバルな事業運営の更なる推進を見据え、海外連結子会社と決算期を統一することにより適時・適切な経営情報の開示を図るためであります。

2. 決算期の変更の内容

現在 : 毎年 3月31日

変更後 : 毎年 12月31日

決算期の変更の経過期間となる第90期は、2019年4月1日から2019年12月31日までの9か月決算となる予定です。また、国内連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

なお、決算期が12月31日の海外連結子会社につきましては、従来どおり、2019年1月1日から2019年12月31日までの12か月決算となります。

2020年度からは、当社およびすべての連結子会社につきましては、1月1日から12月31日までの12か月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第90期の業績見通しにつきましては、本日開示の2019年3月期決算短信をご参照ください。

4. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までと定めておりますが、当社グループのグローバルな事業運営の更なる推進を見据え、海外連結子会社と決算期を統一することにより適時・適切な経営情報の開示を図るためであります。

また、この変更に伴い、第90期事業年度は、2019年4月1日から2019年12月31日までの9か月決算となるため、経過処置として附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を表示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p>(招 集)</p> <p>第 13 条 定時株主総会は、毎年<u>6</u>月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月 31 日とする。</p> <p>第 15 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 41 条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月 1 日から<u>翌年 3 月 31 日</u>までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月 31 日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 43 条 当社は、取締役会の決議によって<u>9</u>月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第 44 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 1 条～第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(招 集)</p> <p>第 13 条 定時株主総会は、毎年<u>3</u>月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月 31 日とする。</p> <p>第 15 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 41 条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月 1 日から<u>12 月 31 日</u>までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12</u>月 31 日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 43 条 当社は、取締役会の決議によって<u>6</u>月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第 44 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(第 90 期事業年度)</u></p> <p><u>第 1 条 第 41 条の規定にかかわらず、第 90 期事業年度は、2019 年 4 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの 9 か月とする。</u></p> <p><u>(第 90 期の中間配当の基準日)</u></p> <p><u>第 2 条 第 43 条の規定にかかわらず、第 90 期事業年度の中間配当の基準日は、2019 年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>(附則の有効期限)</u></p> <p><u>第 3 条 本附則は、2019 年 12 月 31 日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u></p>

(3) 日程

第 89 回定時株主総会開催日：2019 年 6 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日：同上

以上